

令和元年 第6回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年6月14日（金）午後2時00分～午後3時07分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール
3. 出席委員数 13名
4. 欠席委員数 2名

会長	15番	後藤 敏生	出					
委員	1番	麻生祐三子	出	6番	津高 昭基	出	11番	神志那靜清
	2番	後藤 綾子	出	7番	森田 孝市	出	12番	工藤 妙子
	3番	田島 茂	出	8番	小野伊八郎	出	13番	神田 隆善
	4番	清田 義幸	欠	9番	衛藤 英教	欠	14番	安藤 哲生
	5番	木津 一秀	出	10番	矢野 源平	出		

5. 議事録署名委員の指名

6番 津高 昭基 10番 矢野 源平

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
係長 藤田 鉄也
係員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (3) 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第36号 現況証明（非農地証明）について
- (7) 議案第37号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は、13名です。

過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの方針を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は13名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、その発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。合せて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和元年第6回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時05分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私(議長)から指名いたします。

6番 津高昭基 委員、10番 矢野源平 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告がありますが、令和元年第5回定例総会から本日の令和元年第6回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた6点について、3ページ以降に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

(資料1の会長報告を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、各種報告ですが、14番 安藤哲生副会長より報告があるようです。お願いします。

副会長 14番 安藤哲生です。

令和元年5月23日に開催されました公益社団法人豊後大野市農林業振興公社の理事会に出席いたしましたので報告いたします。

まず、第1回の理事会での議事でありますけども、1号議案が平成30年度事業報告書貸借対称表、正味財産増減計算書及び財産目録当の承認について、2号議案が理事及び幹事の選任、3号議案が通常総会の開催についてということで、全て原案通り可決・決定をいたしました。

引き続いて、第2回の理事会を開催しまして、理事長それから副理事長2名の選定をいたしました。理事長には豊後大野市長 川野市長であります。副理事長は農協の経営管理委員であります関屋治且さん、もう一人は森林組合の代表理事組合長の志賀義和さん、以上の理事長・副理事長の選定をいたしましたので、報告をいたします。

以上です。

議長 続いて、「報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 それでは事前に配布しています議案書の1ページをお開きください（議案書のとおり、報告第5号の2案件について朗読）。

以上、報告いたします。

会長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません] の声あり

会長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

まず、「議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について」及び「議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので一括して説明いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしくお願いします。

それでは農用地利用集積計画について説明させていただきます。別冊議案書、第31号をご覧ください。議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。今

和元年 6 月 14 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 2 ページをお開きください。(議案書に基づいて令和元年 6 月 17 日公告予定分を朗読) 以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。議案第 32 号をご覧ください。議案第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和元年 6 月 14 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 5 ページをお開きください。(議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 31 号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 31 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 32 号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 32 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 32 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後 2 時 21 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後2時21分)

議長 次に「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。
「議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 番号1番の1案件を 17番 神田喜生 委員にお願いいたします。

17番委員 17番 三重の神田喜生です。6月6日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は、花苗栽培で多忙なため、申請地の管理を知人にお願いしていましたが、知人より体調を崩したので返還したいとの申出があり、近隣で耕作している譲受人に相談しました。

譲受人は、毎年計画的に規模拡大をしており、今回売買での話がまとまり、申請をするものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、711アールとなり下限面積の40アールを超えていません。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第33号の番号1番の1案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようありますので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第33号の番号1番の1案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第33号の番号1番の1案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長　　挙手全員により「議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり決定されました。

議長　　続いて「議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局　議案書の 2 ページをご開きください。あわせて、概要書と事前に配布しています図面もお開きください。
「議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長　　それでは、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の 1 案件を 13 番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13 番委員　13 番 三重の神田隆善です。6 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件についてですが、申請人 ●●●●さん・●●●●さんの農地の転用の件についてであります。
申請地は傾斜がひどく農業用機械が使えないため、申請者親子は管理に苦慮していました。
周囲も宅地化してきており、迷惑をかけることのないようにつつじ 50 本を植樹して管理したいので、今回申請を行ったものです。
審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) の工の (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。
以上、報告します。

議長　　地区審査会の報告が終わりました。議案第 34 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員　　[ありません] の声多数

議長　　他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 34 号の番号 1 番の 1 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第 34 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長　挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 引き続き議案書の 2 ページをご開きください。あわせて、概要書と図面もお開きください。

「議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について朗読)

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番から番号 2 番までの 2 案件を 13 番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13 番委員 13 番 三重の神田隆善です。6 月 6 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告します。

番号 1 番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借入 ●●●●さんへの貸借権の設定が伴う、農地の転用の件についてであります。

借入は、三重町内の借家で妻と子 2 人の 4 人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、住宅の新築を計画しました。

農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、祖母の所有する申請地を見つけ相談しました。祖母である貸人も申請地の耕作者が見つからず取扱に苦慮していたため、使用貸借の話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 1 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、貸人 ●●●●さん から借入 社会医療法人●●●● 理事長 ●●●●さんへの貸借権の設定が伴う、農地の転用の件についてであります。

借入は、●●●●病院を令和元年 10 月に事業再編で●●●●病院に統合するため、患者数の増加を見込んで駐車場の規模拡大を計画しました。

近隣で申請地を見つけ貸人に相談したところ、賃貸借での話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 3 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) の工の (イ) の第 3 種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 7 番 森田孝市 委員にお願いします。

7 番委員 7 番 千歳の森田孝市です。

6 月 5 日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 3 番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借入 ●●●●さんへの貸借権の設定を伴う農地の転用の件についてあります。

転用者は、現在、妻の実家に家族 7 人で生活していますが、子供の成長に伴い現在の住居が手狭になってきたために、住宅の新築を計画しました。現在の住居付近で農地以外の土地を探していましたが、計画に見合う適当な土地が見つからず断念していたところ、妻の父所有の土地が候補に挙がり、協議した結果、使用貸借することで話がまとまりましたため、必要最低限で分筆後に、申請を行ったものです。

審査の結果、申請地は許可基準の農地区分「第 2 種農地のその他の農地」に該当し、許可基準の 11 項目について不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の「申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないため」に該当すると認められ、「問題ない」と認められました。

以上報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 5 番 木津一秀 委員にお願いします。

5 番委員 5 番 犬飼の木津 一秀です。

6 月 6 日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権移転を伴う農地の転用の件についてあります。

転用者は、現在、大分市の借家に家族 3 人で生活しており、勤務地は実家の父が経営する犬飼町の自動車整備工場です。子供の成長に伴い現在の住居が手狭になってきたため、住宅の新築を計画しました。実家付近で農地以外の土地を探していましたが、計画に見合う適当な土地が見つからず断念していたところ、申請地を見つけました。譲渡人と相談した結果、売買で話がまとまり、今回申請するものです。

審査の結果、申請地は許可基準の農地区分「第 2 種農地」に該当し、許可基準の 11 項目について不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) の才の (イ) の b の「申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないため」に該当すると認められ、「問題ない」と認められました。

以上報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 35 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多數

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 35 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告あります。

これから採決します。議案第 35 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長　　挙手全員です。

議長　　挙手全員により、「議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長　　次に、「議案第 36 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局　　議案書の 3 ページをお開きください。あわせて概要書もお開きください。
「議案第 36 号 現況証明（非農地証明）について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長　　事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番の 1 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員　　1 番 緒方の麻生祐三子です。
6 月 5 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの非農地証明願いについてあります。
申請地は、農地法許可不要案件の 200 m²未満の農業用施設を昭和 46 年 3 月に新築しました。その後平成 30 年 11 月までの間に新築・建て増し・用途変更を行い、現況は宅地となっているため、申請を行ったものです。
判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項ただし書きの規定に該当するため農地転用許可を受けずに転用され、非農地化した土地に該当します。
地区審査会の意見といたしましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。
以上、報告します。

議長　　地区審査会の報告が終わりました。議案第 36 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 36 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告です。

これより採決します。議案第 36 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 36 号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第 37 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 別冊議案書の議案第 37 号をお開きください。

「議案第 37 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」

(議案書のとおり、朗読)

農業委員会事務の実施状況の公表につきましては、平成 28 年 7 月 1 日施行の改正農業委員会法の第 37 条で情報の公表が法定化されています。つきましては、事務局では今回総会で皆さんにその内容についてご説明し、ご承認をいただきたいと考えていますのでご了承を願いたいと思います。それでは概要について簡潔に説明したいと思います。

(資料の内容について、概要を説明)

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、決定を求めるということで、ただいま事務局より説明がありました。それでは議案第 37 号につきましては、農業委員会全体に関することありますので、農業委員、最適化推進委員皆さんの質疑を許可します。

これより質疑を許可します。

15 番委員 15 番 朝地の志賀義和 です。

質問があるので、12 ページの遊休農地に関する件ですが、令和元年度の目標及び活動計画（中の活動計画）、農地の利用状況調査は調査員数（実数）30 人、これは推進委員の数字だと思うのですが、調査方法について、「市内全域を調査区域とし、農地利用最

適化推進委員は担当地区を、農業委員はそれを補完する形で、委員全員で利用状況調査に参加する」とあります。これは今年の実績、5 ページの調査員数、実数 33 とあるんです。これはどういうことなんでしょうか？それによって再質問したいと思います。

事務局長 今の「33 人」ですが、最適化推進委員さんと農業委員さんと一緒にまわられた方の数を入れた数字です。

15 番委員 15 番 朝地の志賀義和 です。

それはわかるのですが、戻りますと 12 ページの、調査員数は方法の中に「全員で」という文言があります。本来、私たち推進委員が、るべき項目だと思うんです。逆に言うと農業委員さんはしなくてよいという項目なのかもしれません、そうなるとこの目標の調査員数「30」と調査方法の文言の中身が合致しないんです。あくまで目標ですから、ここはやっぱり、今年の実績からいうと、30 名の推進委員はそれぞれやります。逆に言うと、農業員さんは 3 名は参加したと受け止められます。そうしますと 12 ページにあります、いわゆる調査方法の文言といわゆる調査員の数字、これはやっぱり一緒にやるんだという文言がここにあるわけでございますから、せめて最低でも農業委員さんの半分ぐらいはご加勢願うとなれば「30 人」なくて、「35~36 人」という数字が適正であると判断します。

これは、私たちが「した」「しない」ではなく、目標は文言に沿った目標がしかるべき数字ではなかろうか、そういうふうに思いますので、あえてこれを訂正するとかそういうことではないんですが、そういう思いでやるべきです。そうしないと、遊休農地は今年 1 年でまた増加してくるんです。4、何パーセントですね。なかなか改良しない。そこらへんについては、数値・文言を訂正してくれとはいいませんが、思いは、そういう思いで事務局の方としては、推進・指導してほしいという、あくまでも要望でございます。

以上です。

事務局長 志賀委員のおっしゃることはよくわかります。

なるべく多くの農業委員さんにも参加していただいて、利用状況調査等を進めていくように事務局からもお願いしていきたいと思います。

議長 志賀委員さん、よろしいでしょうか。

15 番委員 よいです。

議長 他に、質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。採決につきましては、農業委員のみとさせていただきます。「議案第 37 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長　　挙手全員です。

議長　　挙手全員により、「議案第 37 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、原案のとおり決定されました。

議長　　これをもちまして、令和元年第 6 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 3 時 05 分)

議事録署名委員　　6 番委員　津高 明基

"　　10 番委員　木野源平